

「会員規定」(その1)

要項 町内会入会(退会)受付について (世帯単位で受け付ける)

目的 町内会に入会(退会)する場合の流れを明確にする

手続きの流れ

1. 町内会入会(退会)は希望者の住所より常会を特定しその常会で受け付ける。
2. 入会(退会)希望者は常会長宛に 入会(退会)申込書と世帯名簿に必要項目に記入し 会費を添えて申し込む(退会時には世帯名簿は不要)
○入会時 入会月より月額の会費を徴収する。
○退会時 退会翌月分より月額の会費は払い戻す。
入会退会いずれの場合も 年掛け会費は年途中では徴収払い戻しはしない。
3. 申込時に町内会の案内を告知する
町内会規約、組織表、活動表等を渡し活動参加を促す(案内書作成の事)
4. (入会)常会長は入会申込書と世帯名簿を町内会長に提出し承認を得る
 - ・ 常会長は 世帯名簿のコピーをファイルして保管する事、
 - ・ 緊急時等に確認できる様に保管する事、常に更新する事(退会)常会長は退会申込書を町内会長に提出し承認を得る
 - ・ 会長は世帯名簿より退会者の名簿を裁断廃棄する(個人情報取扱に留意)
 - ・ 常会長は世帯名簿(コピー綴り)より 退会者の名簿を裁断廃棄する
5. 会長は世帯名簿を世帯名簿綴りの当該組にファイルする
 - ・ ファイルは会長が手元に保管する
6. 常会長は入会者が増・減したことにより 広報配布及び訃報等配布のデータを変更する
 - ・ 訃報回覧ルート表の組別 回覧板戸数を手書きで変更する事
(コピー室に掲示)
7. 町内会長(常会長は)新規入会者を紹介する
 - ・ 該当組に対して回覧板で案内する
 - ・ 常会集会時 紹介する

8. 2通りの会員と町内会費

正会員とB会員の2択を選択できる 詳細は以下

正会員 会費 1世帯 350×12 4200 年額

常会費は各常会規約による

公民館改修積立金 600 年額

○回覧板の伝達 ○春日井広報月1回配布

B会員 役員免除を希望する方「役員免除願い」を町内会長に提出
要綱に照らし承認し 入会を許可する

会費 1世帯 450×12 5400 年額

公民館改修積立金 600 年額

常会費は各常会規約による

○回覧板は電子回覧板のみ…要公式 LINE 登録必要

○春日井市広報の配布。又は町内 HP より閲覧可能ねがう

役員免除条件は以下

- ① 休日勤務で町内会活動が難しい
- ② 共働きで町内活動が難しい
- ③ 単身世帯
- ④ 介護者世帯及び高齢者世帯(75歳以上の世帯)については以下
○お知らせ等必要な回覧書を個別配布致します。
○会費を半額に免除 ただし役員免除申請をする必要が有ります。

*B会員の子として

- 非同居(親が住んでいる方)の親族の方で町内会に見守りを希望される方
会費 年額 1200 円 ..要公式 LINE 登録必要です。
年額 1200 円は公式 LINE 運営費として徴収いたします。

B会員の方をお願い(①②③該当世帯の方)

サポート隊への参加(空いた時間でご協力をお願いいたします)

参加登録は 公式 LINE“サポート隊登録”へ登録

*サポート隊とは

通学団の見守り ウォーキング・散歩等時に防犯見守り
公園草取りに参加 各種イベント運営のサポート等 etc
逐次 LINE で案内します、参加できる時にご協力お願いいたします

「会員規定」(その2)

目的 世帯名簿を維持管理する為に手順を取り決める

要項 世帯名簿の精査手順

手続きの流れ

1. 新年度5月1日時点で世帯名簿を点検する
 - ・会費集金締め結果で 全会員加入状況が把握できることから
5月1日時点とする
2. 毎年5月町内会集金の折 現世帯名簿と現状の相違が無いか確認する
 - ・この場合の世帯名簿は常会長が保管している世帯名簿コピーファイを言う
3. 相違があった場合 訂正する
 - ・常会長は 手持ち保管している世帯名簿コピーファイルを精査する
訂正は 赤色二重線で消し 新たに黒ペンで追記する
或いは 新たに名簿を書いてもらい差換える
 - ・常会長は 訂正箇所にも自前の印を押し日付を記入する事で
訂正の履歴とする
4. 常会長は 世帯名簿コピーに訂正があった場合 会長へその旨届け出る
 - ・会長は訂正された、常会世帯名簿コピーを元に現本を訂正或いは差換える
差換えた旧の世帯名簿は裁断して破棄する(個人情報取扱に留意)
5. 世帯名簿の取り扱いには十分に注意する事 (個人情報取扱に留意)
組み単位の世帯名簿(控え)は各常会長が保管し 点検時、緊急時以外は持ち出さない事